

社会福祉法人瑞祥会理事長報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞祥会（以下「法人」という。）理事長の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 報酬の額は、別に定める報酬額表によるものとする。

(支給要件)

第3条 法人本部または法人の経営する施設に勤務し、法人を所管する業務を行うことに対して報酬を支給する。

- 2 法人を所管する業務とは理事会で決定された事項の遂行のほか、社会福祉法人瑞祥会理事長専決事項に関する規程に定められた事項の遂行のことをいう。
- 3 法人の経営する施設から給与を支給する場合は報酬を支給しない。

(支給日)

第4条 報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 理事長報酬額表

	報酬額（年額）
満5年未満	1200万円以内
満5年以上10年未満	1400万円以内
満10年以上15年未満	1600万円以内
満15年以上20年未満	1800万円以内
満20年以上	2000万円以内